

平成 25 年度事業計画(案)
(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日)

“ハイ・タッチウォールの技術、品質の向上とその普及を図ると共に、社会資本整備の一旦を担う新たな材料を社会に提供するため、委員会一丸となって大地震対応ハイ・タッチウォールの大臣認定取得を目指します”

1. 技術委員会

- (1) 大地震対応ハイ・タッチウォールの大臣認定取得(φ 30° まで)
- (2) 追加申請対応(φ 25° まで)
- (3) その他 特命事項への対応

2. 普及促進委員会

- (1) 支部説明会支援業務
 - ・技術委員会主催の各支部(6支部)における「大地震対応型ハイ・タッチウォール説明会」支援業務
- (2) HPの更新
 - ・技術委員会と連携
- (3) その他 特命事項への対応